

○糸魚川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 78 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の規定に基づき、成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）の開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を市長が行う場合の手続を定めるとともに、成年後見制度に係る費用の一部を助成することにより、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第 2 条 審判請求の対象者は、精神障害、知的障害又は認知症のために判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者で、成年後見等を必要とする状態にある者（以下「対象者」という。）とする。

(審判請求の要請)

第 3 条 次に掲げる者は、対象者がいると判断したときは、市長に対し審判請求を要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 対象者の配偶者又は 2 親等以内の親族（以下「親族等」という。）以外の者で、当該対象者の日常生活の援助者

(3) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の職員

(4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設の職員

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設の職員

(6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の職員

(7) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所の職員  
(調査の実施)

第4条 市長は、前条各号に掲げる者から審判請求の要請があったときは、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
- (2) 対象者の親族等の有無及びこれらの者の審判請求の意思
- (3) 補助についての対象者の意思
- (4) 行政等が対象者に対して行う各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理その他の日常生活における支援の必要性

- (5) 対象者の生活の状況

(審判請求)

第5条 市長は、前条の規定による調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、審判請求するものとする。

- (1) 対象者に親族等がないとき。
- (2) 対象者に親族等があり、文書により自ら審判請求しない旨を市長に対して申し入れた場合で、当該対象者の状況を考慮し、市長が審判請求を行う必要があると判断したとき。
- (3) 対象者に親族等がいる場合で、当該対象者において当該親族等から虐待の事実その他の権利侵害のおそれがあり、市長が審判請求を行う必要があると判断したとき。

2 市長は、対象者において緊急その他のやむを得ない事情が生じ、審判請求を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず、調査を省略し、審判請求を行うことができる。

(審判請求の手続)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第7条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第8条 市長は、前条の規定により負担した審判請求費用について、対象者又は関係

人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項の規定による命令に関する申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(報酬の助成)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）等の選任を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が家事事件手続法別表第 1 第 13 項、第 31 項及び第 50 項の規定による報酬の付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬を支払うこととなったときは、当該報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、成年被後見人等の成年後見人等が、配偶者、兄弟姉妹又は直系血族であるときは、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (2) 成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者となる者
- (3) 報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

(助成金の額)

第 10 条 助成金の額は、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の範囲内で市長が定めるものとする。

- 2 前項の場合において、助成金の上限額は、在宅の成年被後見人等にあつては月額 28,000 円と、施設に入所している成年被後見人等にあつては月額 18,000 円とする。ただし、特段の事情により市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(助成の申請)

第 11 条 成年被後見人等が助成を受けようとするときは、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判があつた日から起算して 30 日以内に、成年後見制度利用支援事業助成金申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 成年被後見人等が死亡し、かつ、成年後見人等が成年被後見人等の相続人又は相続財産管理人から報酬を受領することができない場合は、成年後見人等が当該助成の申請をすることができる。

(助成の決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、及び助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第3号)により、助成金を請求することができる。

(助成の中止)

第13条 市長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止するものとする。

(1) 第9条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 後見開始等の審判が取り消されたとき。

(不正行為の禁止)

第14条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

平成24年4月1日から施行する。

前 文(平成25年3月29日告示第74号)抄

平成25年4月1日から施行する。

前 文(平成26年3月24日告示第56号)抄

平成26年4月1日から施行する。

前 文(平成28年6月27日告示第144号)抄

告示の日から施行する。

附 則(令和元年10月4日告示第162号)

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の糸魚川市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、令和元年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年7月1日から施行日の前日までの間に成年後見人等に対する報酬付与の審判が行われた場合におけるこの告示による改正後の第11条第1項の規定の適用については、同項中「家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判があった日」とあるのは、「糸魚川市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示（令和元年糸魚川市告示第162号）の施行の日」とする。

附 則（令和7年3月31日告示第83号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者（成年被後見人等）住 所

氏 名 印

電話番号

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、審査の際、必要な情報を関係機関において調査確認することに同意します。

成年被後見人等	氏 名		性別	男・女	生年 月 日	年 月 日
	住 所	電話番号				
	入 所 施 設 名 施設入所者のみ記入					
成年後見人等	氏 名		職業			
	住 所	電話番号				
生活保護受給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
法定後見の種類		成年後見・保佐・補助				
成年後見人等報酬決定額		(※報酬付与の審判により決定した額) 円				
報酬助成申請額		理由 円				

添付書類

- ① 審判の決定通知書の写し
- ② 家庭裁判所に提出した財産目録の写し(これに相当する書類として家庭裁判所が受理したもの)

様式第2号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

糸魚川市長 印

成年後見制度利用支援事業助成金決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成  
について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 助成を承認します。  
後見・保佐・補助人報酬として 円を助成します。
- 2 助成を承認できません。

理 由

様式第3号（第12条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者（成年後見被後見人）住 所  
氏 名 印

年 月 日付け第 号で承認のありました成年後見制度利用  
支援事業助成について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円			
振 込 先 (成年被後見人等)	金融機関名		支 店 名	
	預 金 種 目	普通・当座	口 座 番 号	
	フリガナ			
	名 義			

様式第1号（第11条関係）

様式第2号（第12条関係）

様式第3号（第12条関係）